平成２２年（フ）第５２５１号
大阪府四條畷市南野５丁目２番５号
破産者　横山　昌志
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２５８号
大阪市東淀川区菅原３丁目４番16―601号
破産者　ＴｏＪｏシーリング工業こと　東條　昌廣
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２７８号
大阪市平野区長吉出戸８丁目11―17　グランデール平野202号室、住民票上の住所大阪市旭区大宮１丁目10番15―503号
破産者　森嶋　裕子
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３８４号
大阪府茨木市横江１丁目６番39号
破産者　入江絵三子
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４８５号
大阪市北区鶴野町４番Ａ―628号
破産者　グランベルこと　西垣内　薫
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５４８号
大阪府東大阪市宝持４丁目13番14号
破産者　ショップＫＡＮことハンマープライス2710号店こと　西山　竜司
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７９号
大阪府松原市別所５丁目18番24号
破産者　津村　秀雄
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３０号
大阪府柏原市大県３丁目６番17号　メゾンドアミ101号室、住民票上の住所大阪府八尾市教興寺３丁目77番地
破産者　中村　謙司
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９９２号
堺市北区東浅香山町２丁71番地13
破産者　北村　敬士
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２１３号
兵庫県三田市上井沢181番地、開始決定時の住所兵庫県三田市鈴鹿102番地１
破産者　坂本　欣章
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２号
神戸市長田区若松町３丁目１番２―1101号、住民票上の住所神戸市長田区若松町４丁目２番15―2103号
破産者　藤長　孝子
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０５号
神戸市東灘区住吉宮町６丁目４番10―301号
破産者　高取　良政
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５号
兵庫県川西市矢問２丁目17番18号101、前住所兵庫県川辺郡猪名川町旭ヶ丘１番地７
破産者　関　　孝史
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２１９号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目17番15―202号
破産者　板岡　慶子
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２２４号
兵庫県伊丹市荻野３丁目37番地２　第５中村マンション302号、前住所兵庫県伊丹市大野１丁目54番地
破産者　北伸電機商会こと　山本　眞壽
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２９７号
兵庫県伊丹市美鈴町３丁目108番地
破産者　山本　慶次
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９８８号
大阪府大阪市中央区安堂寺町１丁目５番８―702号、前住所兵庫県西宮市甲子園口３丁目15番16号
破産者　大桃　　舞（旧姓中前）
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２９号
兵庫県尼崎市開明町１丁目68―５、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市西本町２丁目13番地の１
破産者　奥野　信夫
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係